

独立行政法人勤労者退職金共済機構の中期目標の変更（案）について

1. 概要

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成23年法律第26号）（以下「廃止法」という。）の施行に伴い、独立行政法人雇用・能力開発機構において実施してきた勤労者財産形成促進事業等一部の業務を独立行政法人勤労者退職金共済機構が承継することとなるため、独立行政法人勤労者退職金共済機構の中期目標について所要の変更を行う。

2. 変更の内容

業務の追加に伴い以下の変更を行う。

- （１） 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について、財産形成促進事業の項目を追加（第3のⅡ）
- （２） 財務内容の改善に関する事項について、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業の項目を追加（第4のⅡ及びⅢ）
- （３） 業務運営に関する重要事項について、事務の効率化を図りつつ退職金共済事業と財産形成促進事業の利用を促進するため、普及促進において両事業間の連携を図る旨を追加（第5の（２））
- （４） その他所要の規定の整備（第2の1及び2）

3. 変更の時期

平成23年10月1日

独立行政法人勤労者退職金共済機構の中期計画の変更（案）について

1. 概要

中期目標の変更等を踏まえ、独立行政法人勤労者退職金共済機構の中期計画について所要の変更を行う。

2. 変更の内容

業務の追加に伴い以下の変更を行う。

- (1) 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について、財産形成促進事業の項目を追加（第2のⅡ）
- (2) 財務内容の改善に関する事項について、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業の項目を追加（第3のⅡ・Ⅲ）
- (3) 業務運営に関する重要事項について、事務の効率化を図りつつ退職金共済事業と財産形成促進事業の利用を促進するため、普及促進において両事業間の連携を図る旨を追加（第1の1の⑤・第4の（2））
- (4) 予算、収支計画及び資金計画について、財形勘定及び雇用促進融資勘定の項目を追加（第5の1、2及び3の⑥及び⑦）
- (5) 短期借入金の限度額について、財形融資事業及び雇用促進融資事業の項目を追加（第6の1の⑤及び⑥・第6の2）
- (6) 積立金の処分に関する事項について、前期中期目標期間繰越積立金を充てることの出来る業務として雇用促進融資事業を追加（第10）
- (7) その他所要の規定の整備（第1の3）

3. 変更の時期

平成23年10月1日